

国住市第40号

令和6年1月30日

各都道府県建築行政主務部長  
各指定都市建築行政主務部長 御中

国土交通省住宅局市街地建築課長  
( 公 印 省 略 )

住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における  
耐震診断について（技術的助言）

平素より住宅・建築行政にご協力いただき御礼申し上げます。

今般の「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）の決定を踏まえ、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の事務の円滑な運用に資するよう、住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について、次のとおり通知いたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

都道府県におかれましては、貴管内市町村に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

記

社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業の住宅の除却等に関する事業について、対象となる住宅は、「耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること」を要件としている。木造住宅かつ昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅の除却については、(別添)「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、地方公共団体が倒壊の危険性があると判断した場合も、同交付金の交付対象となる。

以上

(別添)

## 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日時: 〇年〇月〇日 午前・午後 〇時

調査者氏名: 〇〇 〇〇

### I) 建築物の概要

1. 建築物の所有者:
2. 建築物所在地:
3. 階数:

### II) 前提条件の確認(いずれも必須)

チェック欄

木造住宅である	
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した	

### III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

(1以上ある場合は倒壊の危険性があると判断)

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外(玉石、石積み、ブロック等)である	
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

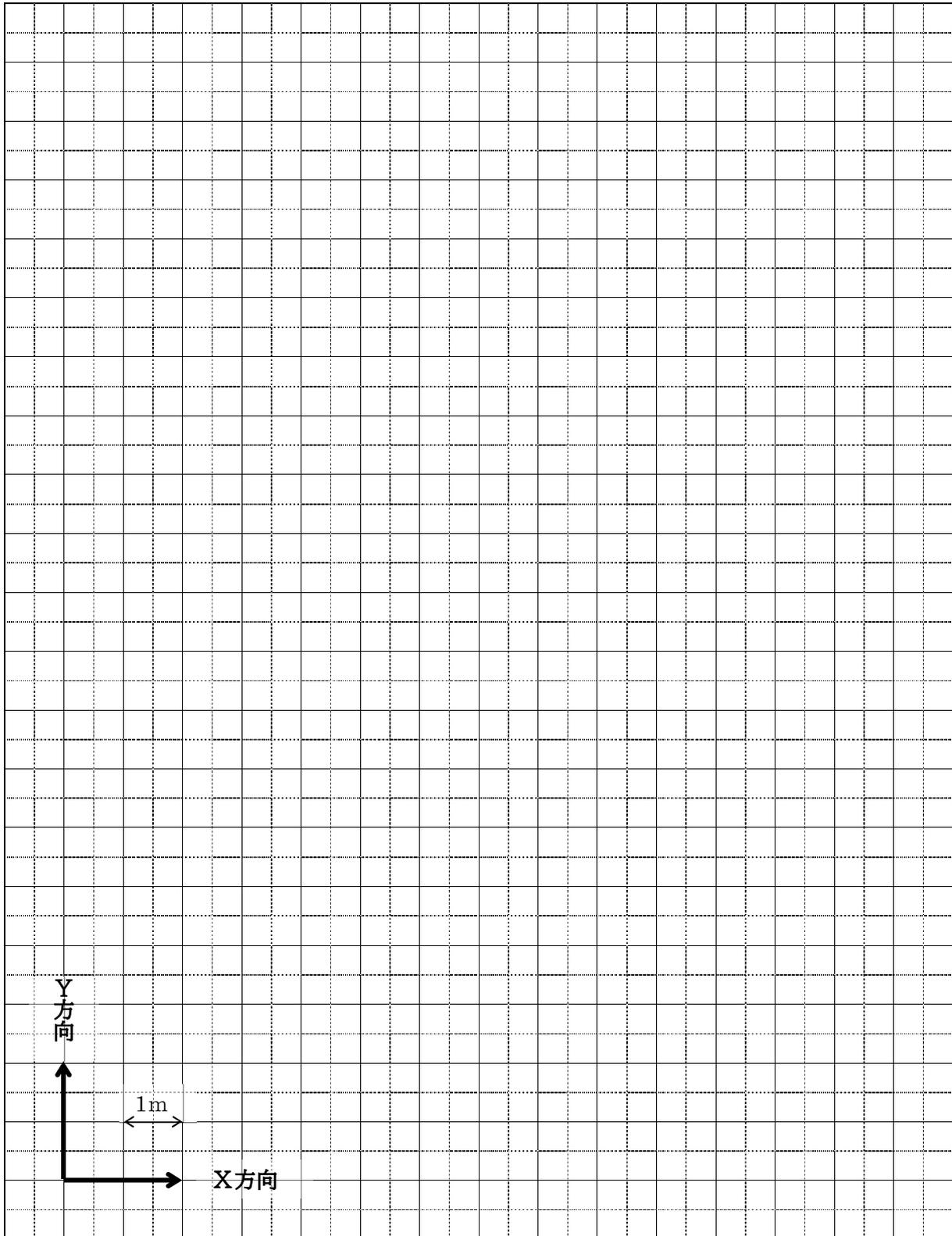
### IV) 壁の割合

一見して倒壊の危険性があると判断できない場合でも、壁の割合が0.8未満である場合は、倒壊の危険性があると判断できるものとする。

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)壁の割合
方向	壁の長さ(m)	建面(m <sup>2</sup> )	イ/ロ	必要値	ハ/ニ
X					
Y					

IV) 壁の割合 記入用紙

壁の長さの計測



(イ) 壁の長さの合計

① X (横) 方向

①  m

② Y (縦) 方向

②  m

①②のうち小さいほうを記入してください。

イ  m

(ロ) 面積

ロ  m<sup>2</sup>

(ハ) 単位面積あたりの壁の長さ

イ  ÷ ロ  = ハ

(ニ) 必要な壁の長さ

ニ  m

下の表から該当するものを選んで記入してください。

階数	平 家	2階建
屋根の種類		
軽い屋根 (鉄板葺・石綿板葺・スレー ト葺等)	0.20	0.52
重い屋根 (かや葺・瓦葺等)	0.27	0.59

(ホ) 壁の割合

ハ  ÷ ニ  = ホ